

2-2 大学等電子著作物権利処理事業の実験・実施

本年度は、実験に向けた準備を行うため、本事業の紹介、権利処理システムの改善、代行契約書等の作成、大学関係者への説明会、コンテンツ所有者へのアンケート、コンテンツ登録の呼び掛けを行った。以下に、活動の内容を報告する。

(1) 著作権処理事業の紹介

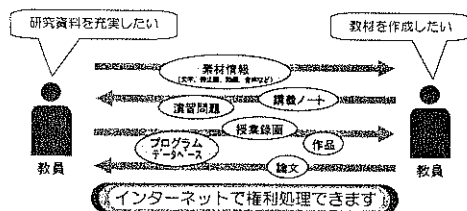
16年10月に実験を呼び掛けたが大学の参加が少ないことと、コンテンツの登録がない状態でシステムが稼働していない状況を打開するため、114回理事会（7月9日）にて重点的に協議した。事業の仕組みを分かり易く表現すること、著作権を理解していなくても対応できるシステムであること、教員から直接参加できるようにすること、事業にかかわる大学のID・パスワード管理などの手間を極力簡素化すること、大学での担当者配置が課題、権利帰属への大学の対応がなく教員の自主性に任されていることなどの指摘があり、これらを踏まえてWebサイトでの分かり易い事業の紹介、教員による個人参加など、可能な範囲で改善を行い、改めて、参加協力を呼び掛けることにした。

インターネットによる

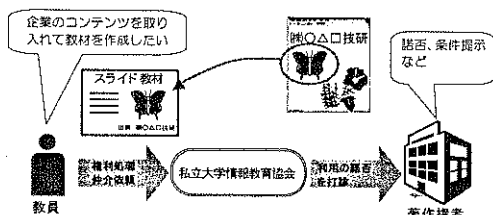
電子著作物 権利処理事業

社団法人私立大学情報教育協会は、文化庁登録の著作権管理事業者です

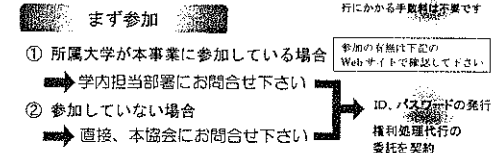
著作物権利処理の自動化を支援します



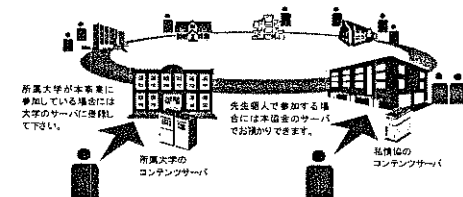
学外の個人・企業等への権利処理を仲介します



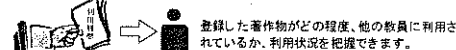
先生個人でも参加できます



電子著作物を登録、利用開始



利用履歴をフィードバック



(詳細は) <http://www.juce.jp/crdb/index.html>

(2) 権利処理システムの改善

コンテンツ登録を躊躇する大きな理由として、他者の権利処理を行っていないので登録できないとのことから、教員に替わって権利者に許諾の代行ができるよう、権利処理仲介システムを早急に開発することにした。既存システムの改変が困難との判断から、新規システムとしてNTT東日本(株)の協力を得て、17年5月から9月にかけて開発し、10月から稼働できるようにした。

なお、システムの機能の概要と仲介の手順は以下の通り。

① 教員から私情協に権利処理の仲介を依頼する

教員が、利用を希望する著作物、著作権者のアドレス情報を添えて私情協に権利処理を依頼する。

② 私情協から著作権者に利用の諾否を打診する

私情協から著作権者に直接電話または書類で趣旨説明を行い、諾否の協力を依頼する。その上で、協会Webサイトを經由して依頼教員の情報（所属大学、氏名、利用目的、規模、作成教材）を呈示し、利用の諾否を打診する。

③ 著作権者から私情協に諾否を通知する

著作権者が利用の諾否、条件等を協会Webサイトから入力し、通知する。

④ 私情協から教員に諾否結果を通知する

諾否の結果（条件など）を教員に通知する。利用料が必要な場合には、協会の権利処理システムの外で教員が著作権者に直接支払う。

⑤ 承諾の了承を得て「電子著作物権利処理システム」に教材を登録する

《私情協から著作権者への利用許諾打診メール》

○○○○ 33

電子著作物の大学教育研究利用について (お願い)

こちらは社団法人私立大学情報教育協会です。
平素より本協会の事業にご理解をたまり感謝申し上げます。

先般、文芸にてご連絡差し上げましたとおり、この度、大学教職員より、貴院（貴機関）が著作の下記の電子著作物について、教育研究に限定した利用許諾願いがありました。

つきましては、以下の依頼内容をご覧の上、本協会のシステムを介して承諾をいただきますようお願い申し上げます。

また、平成17年10月1日から19年3月31日までは、本システムの試行期間としておりますので、できますれば期間中は著作権使用料を無料とさせていただければ幸いです。

依頼内容は以下のとおりです。

管理番号 : 0000000009
教材等名 : ロボットを作ろう
利用目的 : 教育目的

依頼者名 : 市ヶ谷 太郎

依頼者所属 : 九段北大学

利用諾否入力画面URL : <http://www.itsm.jp/itsm2000/itsm2000.htm>
 検索画面ログインパスワード : ITM3MnAwNzg3NQ

路日國圖ロフリンハスナート、石山

- (1) 利用者が入力画面にログインして下さい。パスワードを入力画面が表示されますので、上記の「読者画面ログインパスワード」を入力して下さい。
- (2) 貸出（真面目）の著作物を利用した教材等を、読者入力画面の「教材等（仮称）URL」よりご確認ください。その際、仮称教材参照用のURLを入力画面が表示されますので、「読者画面」に表記されているパスワードを入力願います。
- (3) 著作物の利用料が必要なる場合には、金額、支払先などの情報を入力願います。その際、教育研究目的である旨をご断願いただければ幸いです。

以上、何卒ご検討下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

《私情協から教員への許諾結果通知メール》

市ヶ谷 太郎 先生

こちらは社団法人私立大学情報教育協会です。
下記の利用許諾依頼について、提供者の方より許諾回答がありましたのでご連絡致します。
依頼内容、許諾条件は、以下のとおりです。

管理番号	: 0000000009
教材名	: ロボットを作ろう
利用著作物 ID	: 0509200004
提供者・団体名等	: 株式会社千鳥製作所
利用目的	: 教育目的
使用料の有無	: 無
金額	:
振込先	:
特記事項	:

--- 以上、依頼内容、許諾条件---

「今後の手順について」

- (1) 許諾条件をご確認いただき、権利処理代行システムにログインの上、「遷移先状況」から該当する著作物の「結果入力（承諾、取下げ）」をお願ひいたします。
- (2) 条件承諾にて結果入りの後、利用金額が設定されている場合には提供者の指定口座に指定金額を振込して下さい。
- 注意 ■
- 振込先はシステムでの確認ができませんので
- メールを大切に保管してください。
- (3) 今回、当方で権利処理を代行しました教材等は「著作物権利処理システム」に登録いたします。その際、第三者による当該教材の使用に際して使用料を設定する場合には、提供者と直接相談の上、権利の持ち分、使用料等を決定して下さい。「著作物権利処理システム」における使用料の考え方については、下記の「使用料規程」を参考にして下さい。
- <http://www.iuce.jp/crdb/sys/ryoukin.htm>

平成 年 月 日

関係企業
関係団体 著作権担当部門 各位
関係機関

社団法人 私立大学情報教育協会
会 長 戸 高 敏 之

電子著作物の大学教育研究利用に伴う著作権権利処理代行のお願い

本協会は、私立の大学（344校）、短期大学（158校）の約500校が加盟し、教育研究に情報技術の活用を普及・啓発する文部科学省所管の外郭団体です。

大学は、人材育成、知の創造、社会貢献を達成するべく不断の努力をしております。とりわけ、教育では社会の関係機関が作成する電子情報を生きた教材として活用し、知的資源の拠点として、国内外から情報を収集し、知の創造・発信に努めております。しかし、それには、社会の関係機関が著作のデジタル著作物（電子著作物）を社会資産としてインターネット等を介して、著作権法を遵守する中で教育研究利用が実現することが望まれます。

そこで、本協会では、大学や教職員に代わり、社会の関係機関に電子著作物の教育研究利用についての許諾手続きを仲介・代行することにしました。なお、公益事業の性格から手続きにかかわる手数料は徴収しておりません。

つきましては、貴機関が著作の電子著作物の教育研究利用について、以下の条件を斟酌たまわり、本協会の電子著作物権利処理システムを介して諾否をいただきますようお願い申し上げます。また、平成17年10月1日から19年3月31日までは、本システムの試行期間としておりますので、できますれば期間中は著作権使用料を無料とさせていただければ幸甚です。

<利用条件>

1. 利用許諾を求める電子著作物の名称と許諾箇所
2. 大学での利用用途と範囲・規模
3. 利用方法の内容
4. 大学のセキュリティ対策

追って、許諾いただいた電子著作物の利用に際しては、著作者名などの出展の明示を徹底します。

権利処理仲介システム

1. 教員が私情協に利用許諾の代行を依頼

教員用画面

教員用画面		提供情報登録依頼書	
		〒500-0121 津市須賀町	
著作 情報 登録	URL (※半角英数字245文字まで) 例) http://www.aaa.co.jp/	(1)利用許諾の代行に必要な 著作物・著作者の情報を登 録する。	
	金銭に相当する権利(13文字まで)		
	コンテンツの概要 ※記号とURLのワイルドに特殊のコンテ ンツがある事などは、可能なコンテンツ で補完する内容の転記してください (金銭・半角合わせて284文字まで)		
	氏名 ※氏名、大・中・企業、団体名は少なく てもいずれか一方は必須です (金銭・半角合わせて32文字まで)		
	大・中・企業、団体等名 ※氏名に属していない方は「企業名」また は「コーポレーション」を登録ください (金銭・大・中・企業、団体名は少なく てもいずれか一方は必須です (金銭・半角合わせて32文字まで)		
著作 権利 情報	所属・役職 (金銭・半角合わせて184文字まで)	(2)作成した教材を私情協のサ ーバに仮掲載する(参照は利 用者、権利者、私情協に限定)。	
	住所 (金銭・半角合わせて184文字まで)		
	メールアドレス ※メールアドレス、電話番号は少なく てもいずれか一方は必須です (半角16文字・一部記号284文字まで)		
	電話番号 ※メールアドレス、電話番号は少なく てもいずれか一方は必須です (半角22文字・金銭16文字まで)		
	FAX番号 (半角22文字・金銭16文字まで)		
確認欄 ※上記以外の事項で連絡すべき事項はご記入 ください (金銭・半角合わせて312文字まで)			

3. 権利者は教材の内容、利用目的を確認の上、諾否、条件などを回答

權利者用画面

[illegible]

4. 教員は権利者の回答（諾否・条件）を確認の上、利用を決定し、権利者に報告

教員用面

権利処理代行依頼			
利用案件ID: ※案件IDは10桁以内の数字・英字を省略記号無しで 指定して下さい	20050511	20050521	20050531
※指定されている案件IDが確認する場合は 「内容確認」ボタンを押してください	20050514	20050515	
			内容確認
台架作業名			
利用目的	利用目的区分選択		
調査機関	URL://xxxxxx.xxx.jp/xxxx/xxxx/xxxx		
調査委員会利用パスワード	abcdefg		
(3)利用許諾の代行を依頼する。			
調査結果参照パスワード			
利用依頼書	利用依頼書ダウンロード		

2. 私情協から権利者に趣旨説明の上、利用者に代わって利用許諾を依頼



私情協より権利者に郵便、電子メールなどで許諾願い、手順説明を行う。

使用日期	著作物名	提供者名	状態	請求入力
2005/05/03	Content s1	●●●●● ○○○○○ △△△△	請求 未 審	取り下 表示
2005/05/03	Content s2	●●●●●●●●	未	取り下 表示
2005/05/03	Content s3	○○○○○	否	取り下 表示
2005/05/03	Content s4	●●●●●●●● ○○○○○	請求 請求	取り下 表示
2005/05/03	Content s5	○○○○○ ○○○○○ ○○○○○	請求	取り下 表示

【記号の説明】

来	：提供者からの回答が来ていません
既	：提供者からの使用許諾が来ています
雷	：提供者から使用不可の回答が来ています
応	：提供者の条件を認め、教材を本登録します
取	下
	：提供者の条件を認めることが出来ない為、本件と取止めにします

5. 権利処理が済んだ教材等は、速やかに「著作物権利処理システム」に登録

登録の際、教員と権利者間で権利の持ち分などを直接相談・決定する。

（３）代行契約書等の作成

本協会と権利者、利用者、企業との関係について、権利・義務を明確にするため、大学の権利者（コンテンツ提供者）と利用者については、電子著作物の権利処理の代行について、管理委託契約約款に基づき契約を締結することになり、契約書を作成した。利用者は大学一括で専任教職員、非常勤教員のリストを添付する方法で契約することとした。また、企業等には契約書ではなく覚え書とした。

権利者(コンテンツ提供者)用

電子著作物権利処理事業 電子著作物権利処理代行契約書

本事業に参加の電子著作物の著作権者（甲）と社団法人 私立大学情報教育協会（乙）は、乙が実施する電子著作物の権利処理の代行について、管理委託契約約款に基づき、以下の通り契約を締結する。

（定義）

- 1 電子著作物とは、デジタル方式により作成された著作物を言う。
- 2 本事業に参加の著作権者とは、乙が実施する電子著作物権利処理システム（以下、「システム」と言う）に登録されている大学または所属教職員を言う。
- 3 所属教職員とは、所属大学と雇用関係にある専任教職員および非常勤教員とする。
- 4 電子著作物の権利処理の代行とは、乙が甲に代わってシステムに登録されている利用者を対象に利用許諾を行うことを言う。
- 5 利用者とは、システムに登録されている大学または所属教職員を言う。
- 6 権利処理代行で扱う電子著作物は、システムに登録されている著作物とする。
- 7 乙が行う利用許諾の範囲は、電子著作物の複製、譲渡、公衆送信、伝達とする。

（電子著作物の管理）

- 第1条 電子著作物の更新・改廃については、権利者の責任において行うものとする。
- 2 システムに登録される電子著作物の保管は、甲所属の大学内に設置のサーバ、または乙に設置のサーバに格納し、甲、乙の責任において行うものとする。

（システムへの登録手続き）

- 第2条 甲は登録に際して、所属大学または乙が発行するID・パスワードによりシステムの認証を受けるものとする。
- 2 登録手続きは、電子著作物に関する情報および甲の個人情報など、甲が権利処理代行に必要な情報をシステムに登録するものとする。
 - 3 甲が複数による場合は、甲のうち1名が代表して手続きを行うものとする。

（使用料の決定および徴収・分配）

- 第3条 使用料は、有料・無料を問わず甲による指定とする。また、甲による指定のない場合は本事業の使用料規程に従うものとする。ただし、平成17年10月1日から平成19年3月31日までの試行期間は、利用者所属大学の会計処理が未整備のため、甲は使用料を無料と指定するものとする。
- 2 使用料の徴収は、乙が甲に代わって、前年度の使用料を6月末までに甲に分配する。
 - 3 使用料の分配に伴い、必要に応じて乙は甲の個人情報を収集・提供するものとする。

(利用履歴情報の提供)

第4条 乙は甲の希望により、利用履歴情報（利用者の氏名、大学名、利用規模等）を提供するものとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、契約締結の日から最初に到達する3月31日までとする。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、乙または甲が契約解除の意思表示をしないときには、本契約は自動的に更新されたものとする。

(地位承継の届け出)

第6条 地位承継の届け出は、甲によりすみやかにその旨を乙に届け出なければならない。なお、相続人である承継者が複数いるときは、その代表者より、すみやかに乙に届け出なければならない。

(委託契約の解除)

第7条 甲により、契約期間満了の1ヶ月前までに書面で乙に申し出ることにより、本契約を解除することができる。

(協議)

第8条 本契約および管理委託契約約款に定めのない問題が生じた場合は、甲と乙が協議し、円満にその解決にあたるものとする。

第9条 本契約の効力は、契約年月日にかかわらず、甲がシステムに登録された日から生じるものとする。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙) 東京都千代田区九段北四丁目一番十四号

社団法人 私立大学情報教育協会

会 長 戸 高 敏 之

印

コンテンツ利用者用

電子著作物権利処理事業
電子著作物権利処理代行契約書

利用者（甲）と社団法人 私立大学情報教育協会（乙）は、乙が実施する電子著作物の権利処理の代行について、管理委託契約約款に基づき以下の通り契約を締結する。

(定義)

- 1 利用者とは、学校法人および大学所属教職員で、乙が実施する電子著作物権利処理システム（以下、「システム」と言う）に登録されたものを言う。
- 2 所属教職員とは、所属大学と雇用関係にある専任教職員および非常勤教員とする。
- 3 電子著作物の権利処理の代行とは、システムに登録されている電子著作物を対象に、乙が甲に代わって利用許諾の手続きを行うことを言う。
- 4 乙が行う利用許諾の範囲は、電子著作物の複製、譲渡、公衆送信、伝達とする。

(利用申込み)

第1条 甲は利用申込みに際して、所属大学が発行するID・パスワードによりシステムの認証を受けるものとする。

2 認証後、甲はシステムに登録されている電子著作物の情報を検索し、利用条件を確認の上、システムで利用申込みを行うものとする。

3 申込みの際には、利用目的、利用人数などの利用状況を正確に把握し、手続きを行うものとする。

(利用状況に関する情報提供)

第2条 甲は、利用後、権利者からの要請に基づき乙を介して、電子著作物の利用に関する情報（甲の大学名、授業科目名、担当者名、利用方法、利用規模等）の提供に協力するものとする。

(使用料の支払い)

第3条 甲は、乙の請求により、前年度分の使用料を5月31日までに支払いを完了するものとする。ただし、平成17年10月1日から平成19年3月31日までの試行期間は、使用料を無料とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、契約締結の日から最初に到達する3月31日までとする。ただし、契約期間満了の1カ月前までに、乙または甲が契約解除の意思表示をしないときには、本契約は自動的に更新されたものとする。

(契約の解除)

第5条 甲により、契約期間満了の1ヶ月前までに書面で乙に申し出ることにより、本契約を解除することができる。ただし、契約解除前に発生の使用料については、支払義務を負うものとする。

(協議)

第6条 本契約および管理委託契約約款に定めのない問題が生じた場合は、甲と乙が協議し、円満にその解決にあたるものとする。

第7条 本契約の効力は、契約年月日にかかわらず、甲がシステムに登録された日から生じるものとする。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙) 東京都千代田区九段北四丁目一番十四号

社団法人 私立大学情報教育協会

会長 戸 高 敏 之

印

企業・団体向け

電子著作物権利処理事業

電子著作物権利処理の仲介に関する覚書

電子著作物の著作権者（甲）と社団法人 私立大学情報教育協会（乙）は、乙が実施する電子著作物の権利処理仲介について、以下の通り申し合わせる。

(定義)

- 1 電子著作物とは、デジタル方式により作成された著作物を言う。
- 2 ここで申し合わせる著作権者とは、電子著作物の著作権を有する個人、法人、団体等を言う。
- 3 権利処理の仲介とは、甲の電子著作物について、乙が利用者に代わって、乙が実施する電子著作物権利処理仲介システム（以下、システムと言う）を介して利用の諾否を打診することを言う。
- 4 利用者とは、乙と電子著作物の権利処理代行の契約を行う大学および所属教職員とし、所属教職員は、

所属大学と雇用関係にある専任教職員および非常勤教員とする。

(諾否の対象)

第1条 教育・研究目的で利用する甲の電子著作物とする。

(諾否の方法)

第2条 甲は、乙の仲介による利用の範囲、規模、期間、使用料などの条件を確認し、その都度システムを介して、諾否を回答するものとする。

(許諾情報の開示)

第3条 甲が許諾した電子著作物について、広くシステムの利用者に周知するため、乙は許諾情報をシステムに開示するものとする。ただし、甲が乙に開示の拒否を申し出た場合は、その限りではない。

(使用料の決定と分配)

第4条 使用料は、甲が指定するものとする。特に指定のない場合は、甲と利用者の間で協議し、決定するものとする。ただし、平成17年10月1日から平成19年3月31日までの試行期間は、利用者所属大学の会計処理が未整備のため、甲は使用料を無料と指定するものとする。

2 使用料の分配は、利用者が甲に行うものとする。ただし、分配の事実について乙は監視するものとする。

(申し合わせ期間)

第5条 申し合わせの日から甲が解除の意思表示するまでとする。

(協議)

第6条 本申し合わせに定めのない問題が生じた場合は、甲と乙が協議し、円満にその解決にあたるものとする。

第7条 本申し合わせの効力は、甲が許諾した日から生じるものとする。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙) 東京都千代田区九段北四丁目一番十四号

社団法人 私立大学情報教育協会

会 長 戸 高 敏 之

印

(4) コンテンツ登録の呼び掛けと大学関係者への説明会

コンテンツの登録が思うように進まないことから、7月21日付で登録の呼び掛けを会員代表者宛に送るとともに、ITを活用されている教員1万4千人にパンフレットを大学経由で送付した。また、教員個人宛にも電子メールで7月22日、9月26日に二度に亘り送信し、最終的な説明会を9月21日と9月26日、関東の私学会館と関西大学で実施した。参加は、96校で120名が参集し、著作権事業について理解を呼び掛けた。

その後、協会関係の委員およびコンテンツを所有されている教員4,612

名、311大学111短期大学に再度、11月24日呼び掛けた。また、18年3月30日付で、上記の特定大学を対象に再度、以下に掲載のパンフレットを送付し、登録の協力を呼び掛けている。その結果、3月現在、25大学から1,119件程度の登録の応諾があり、現在登録のための手続きを進めている。なお、登録コンテンツの内容としては、教科書、資料映像、授業録画、講義ノート、演習・練習問題、試験問題など多彩である。なお、事業への大学の参加は、59頁の通り59大学となっている。

私情協発第326号

平成18年 3月30日

会 員 代 表 者 殿

社団法人 私立大学情報教育協会
会 長 戸 高 敏 之

電子著作物権利処理事業へのコンテンツ登録
ご協力方について（お願い）

当協会では教材等電子コンテンツの相互利用を促進するため、標記の事業を実施しており、昨年7月にコンテンツ登録依頼の教員向けパンフレットをお送りさせていただきました。その後、事業へのコンテンツ登録は約1,000件となりましたが、様々な学問分野の先生方に活発に相互利用いただくには、まだ十分な件数とは言えない状況です。また、事業は平成16年10月より文化庁登録の著作権等管理事業者として実施しておりますが、既に1年半を経過しておりますため、事業の早急な稼働が求められております。

そこで、できるだけ先生方のお手間をかけることなくコンテンツを提供いただけるよう、別紙の通り、本事業へのコンテンツ提供の具体的手順をとりまとめました。

つきましては、先生方へのコンテンツの登録呼びかけについて、第一段階として、現在コンテンツをお持ちと思われる先生方を対象に取り急ぎご協力をいただくことにいたしましたので、新年度に向け何かとご多忙のことと存じますが、同封のパンフレットを宛名シールの先生方へお届け下さいますようお願い申し上げます。

教育研究用コンテンツ提供のお願い

既に電子メール等でご案内しております通り、本協会では、教材等電子コンテンツの相互利用を促進するための事業を実施しております。相互利用に伴うシステム環境が整い、平成18年3月末現在、登録コンテンツは約1,000件となりましたが、様々な学問分野で活発に相互利用いただくには、まだ十分な件数とは言えない状況です。

つきましては、先生のお持ちのコンテンツをぜひご提供いただき、共同利用に参加いただきますようお願い申し上げます。事業概要、コンテンツの提供方法は下記をご覧ください。

事業の内容

- 教育研究用の電子コンテンツを教員相互で利用したり、授業の参考として閲覧できるよう、ネットワーク上で手続きを行い、コンテンツを入手するもので、同時に著作権処理も行います。また、本事業に提供予定の教材等に他者の電子コンテンツが含まれる場合、著作権者との権利処理も仲介します。
- 本協会は、文化庁の著作権等管理事業者として登録されています。

事業参加のメリット

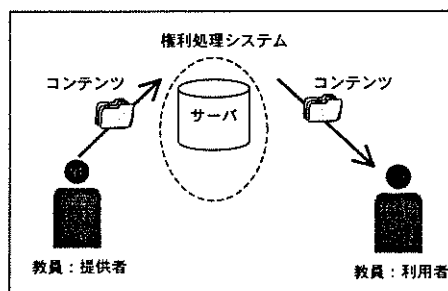
教材等を全国の大学教員と広く相互利用できます。また、登録したコンテンツが他者にどのくらい利用・閲覧されているか、利用状況をご自身で把握できるので、教育業績の基礎資料として活用できます。

権利処理システムの仕組み

専用サーバにコンテンツファイルをアップロード（蓄積）し、利用者が利用手続きの上、ファイルをダウンロードします。

- 利用者にコンテンツファイルが渡ります。＊
- 先生自身がコンテンツ登録できない場合、代理で学内の方または本協会が登録することも可能です。

＊物理的にダウンロードが困難な場合などは他の方法で対応させていただきます。



対象とするコンテンツ

講義スライド、講義ノート、練習・演習問題、図表、シミュレーション、実験・実習VTRなどの電子コンテンツで、部品・素材として利用したり、参考にできるものを推奨しています。

- 例 PowerPoint、Excel、Word、PDF、HTML、Flash など
登録済み・予定のコンテンツ一覧とサンプル <http://www.juce.jp/crdb/contentslist.htm>

参加対象

大学・短期大学および教職員（教員の個人参加も可能です。学生は対象としません。）

必要な設備環境

Webの使えるPCであれば、学外からでも利用できます。

料金（著作権料と手数料）

手数料は一切かかりません。著作権料は、19年3月末までは試行期間として無料とさせていただき、以降は提供者に選択いただきます。

コンテンツの提供方法

以下のA・B・Cのいずれかの方法でご提供下さい。他の方法をご希望の場合は問い合わせ下さい。

A 電子メールでコンテンツ送付

以下を電子メールで送付下さい。いただいた情報とファイルを本協会に登録させていただきます。

1. コンテンツのデータファイル (添付)
2. コンテンツ情報、権利者情報
 - (1) タイトル
 - (2) キーワード 2～3つ (種類または内容)
 - (3) 提供者氏名、大学名、所属名 (学部等)
 - (4) 共同著作の場合は著作者名、大学名、所属名 (学部等)

送付先 E-mail: crdb@juce.jp

- Web 教材のように、1つのコンテンツが複数ファイルで構成されている場合、1つのフォルダにまとめ、圧縮した上で、電子メールにて送付下さい。また、最初に開くファイル名 (index.htm など) を上記コンテンツ情報で指定して下さい。
- ファイル容量が大きい場合 (めやす: 10MB を越える場合) は、上記 1. 2. をCD等に収録して郵送下さい。

〒102-0073

千代田区九段北 4-1-14 No.1 山崎ビル 4F
社団法人 私立大学情報教育協会 事務局 著作権処理事業担当

B WebのURLを通知

登録用のコンテンツファイルをご自身でご用意いただけない場合は、コンテンツが掲載されている Web のURLを以下の要領で電子メールにてお知らせ下さい。本協会がコンテンツファイルを準備し、登録させていただきます。*

1. コンテンツが掲載されている Web のURL、具体的な掲載箇所・範囲・名前など
2. コンテンツ情報、権利者情報
 - (1) タイトル
 - (2) キーワード 2～3つ (種類または内容)
 - (3) 提供者氏名、大学名、所属名 (学部等)
 - (4) 共同著作の場合は著作者名、大学名、所属名 (学部等)

送付先 E-mail: crdb@juce.jp

※作業内容・程度によって、本協会がコンテンツファイルの準備が困難な場合は、事前にご相談させていただきます。

本協会より
・受信確認の電子メール送付
・登録完了後にID・パスワードを送付

C ご自身でコンテンツを登録

Web 上で参加申込みの手続きをして下さい。本協会よりID・パスワード、登録手順の説明書をお送りしますので、システム上でコンテンツを登録下さい。

1. 参加申込み手続き
申込みサイト <https://www3.juce.jp/office/crdb-sanka/>
2. ID・パスワードでシステムにログイン
3. コンテンツ情報とファイルを登録

■システムにログインし、登録されたご自身のコンテンツ情報、コンテンツを確認できます。

■他者のコンテンツを利用できます。

問い合わせ

ご不明点がありましたらお気軽に問い合わせ下さい。

社団法人 私立大学情報教育協会 事務局

TEL : 03-3261-2798 E-mail: crdb@juce.jp

さらに詳しい情報はこちらから <http://www.juce.jp/crdb>

登録コンテンツのイメージ

演習01 (自己表現) 学籍番号: _____ 名前: _____

林の中に口開きの扇を、日本語・英語で記入すること。

スライド01 (Introduction)

スライド02 (My speaking point 01 - self analysis)

スライド03 (My speaking point 02 - what I can do for the company)

スライド04 (My challenge 01 - episode 4 result)

スライド05 (My challenge 02 - episode 5 result)

スライド06 (My major 01 - what I majored in)

スライド07 (My major 02 - how I can contribute in this field)

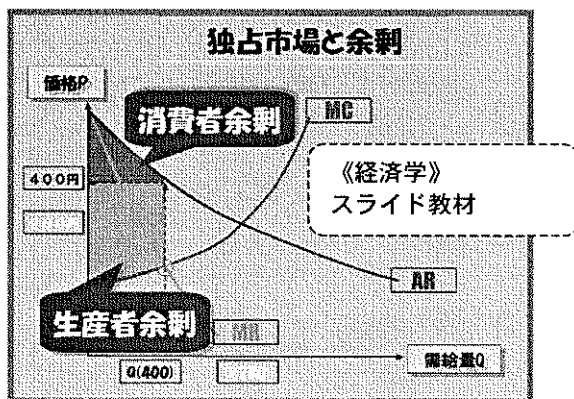
スライド08 (Career vision 01 - why I choose this company)

スライド09 (Career vision 02 - what I want to do in this company)

スライド10 (Career vision 03 - my dream)

スライド11 (Closing)

**《英語学》
演習問題**



当社は小口現金制度を採用している。帳簿システムは分別仕訳帳・分野元帳制度を採用している。使用している帳簿は、普通仕訳帳、現金出納帳、当座振込出納帳、商品振替帳、小口現金出納帳、短期定額帳、売掛金元帳、買掛金元帳である。在庫管理方法はFIFOによる。2枚のA様用紙に記入された内容はすべて間違っている。全体をよく見てから答えること。

【問1】当社の6月30日の取引は、次の表のようである。右の仕訳帳欄に記入すべき仕訳帳の名称を記入しなさい。

No	取引の内容	仕訳帳
1	仕掛品50個を1万円で購入し、代金として現金50万円を受け取る	
2	ある顧客から仕掛品40個を10万円で購入し、代金は振替した	
3	仕掛品から売掛金40万円を、同社振出しの小切手で受けた	
4	仕掛品から仕掛品40個を1万円で購入し、当社小切手で支払った	

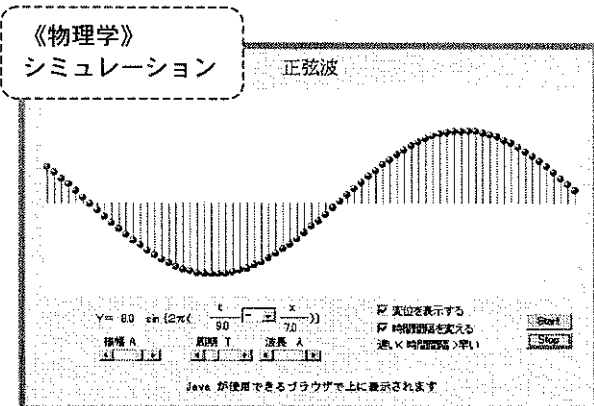
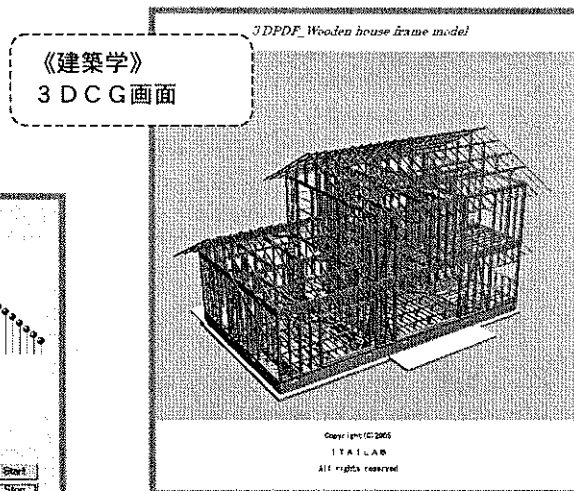
小口現金出納帳

年	月	日	振込	振出	仕入	仕出	金庫	現金
2015	6	1	15,000					15,000
		2		1,000				14,000
		3		1,000				13,000
		4		2,000				11,000
		5		2,000				9,000
		6		1,000				8,000
		7		2,000				6,000
		8		2,000				4,000
		9		2,000				2,000
		10		15,000				15,000
		11		15,000				15,000
		12		15,000				15,000
		13		15,000				15,000
		14		15,000				15,000
		15		15,000				15,000
		16		15,000				15,000
		17		15,000				15,000
		18		15,000				15,000
		19		15,000				15,000
		20		15,000				15,000
		21		15,000				15,000
		22		15,000				15,000
		23		15,000				15,000
		24		15,000				15,000
		25		15,000				15,000
		26		15,000				15,000
		27		15,000				15,000
		28		15,000				15,000
		29		15,000				15,000
		30		15,000				15,000
		31		15,000				15,000

**《会計学》
練習問題**

【問2】当社の6月29日現在の各勘定の残高は次のようになっている。それぞれの勘定は、資産、負債、資本、収益、費用のいずれに属するかを、各勘定の右の【 】内に記入しなさい。また資本変動の金額を【 】内に記入しなさい。(単位円)

現金【 】 15,000 当座振込【 】 515,000 仕入【 】 8,000 現金過不足(貸方残高)【 】 10,000
売掛金【 】 400,000 繰上金【 】 1,000,000 売上【 】 6,000,000 仕入【 】 4,000,000
経費【 】 2,000,000 資本金【 】 100,000 売上【 】 1,000,000 通算額【 】 100,000
交通費【 】 100,000 事務費【 】 187,000 買掛金【 】 400,000



電子著作物権利処理事業 参加校および担当部署

2006.2.13.

大学名	担当部署
札幌大学	学術情報オフィス情報システム担当
北海道医療大学	情報推進課
北海道工業大学	情報技術課
北海道薬科大学	情報教育センター
東日本国際大学	電算室
いわき短期大学	電算室
城西大学	情報科学研究センター
文京学院大学	学習支援センター学習支援本郷グループ
文京学院短期大学	学習支援センター学習支援本郷グループ
江戸川大学	ネットワーク・情報システム部
江戸川短期大学	ネットワーク・情報システム部
淑徳大学	システム管理室
千葉工業大学	学術・情報事務部情報システム課
東京成徳短期大学	総務課
桜美林大学	情報システム部
北里大学	学事部
杏林大学	広報・企画調査室
工学院大学	教務部新宿教務課
実践女子大学	情報センター
順天堂大学	大学院医学研究科研究基盤センター生体工学研究部門
昭和女子大学	教育支援センターコンピュータ室
専修大学	教育研究システム課
創価大学	情報システム部
高千穂大学	情報メディアセンター
玉川大学	情報システムメディアセンターメディア教育推進室
中央大学	情報環境整備センター事務局多摩ITセンター事務課
帝京大学	ラーニングテクノロジー開発室
東海大学	総合情報センター情報システム管理課
東京家政大学	コンピュータシステム管理センター
東京女子医科大学	学務部医学部学務課医学教育情報室
日本女子大学	コンピュータセンター
明治薬科大学	図書・情報支援グループ情報チーム
いわき明星大学	情報科学教育研究センター
明星大学	事務局長付コンテンツ製作研究室
神奈川工科大学	電子計算センター
関東学院大学	情報科学センター運用課
金沢学院大学	総合企画部図書館事務課
金沢工業大学	情報処理サービスセンター
山梨学院大学	電算機センター
愛知淑徳大学	情報システム支援部
名城大学	情報センター
京都産業大学	情報センター
同志社大学	総合情報センター情報メディア課
立命館大学	総合情報センター情報システム課
大阪青山大学	情報教育センター
大阪青山短期大学	情報教育センター
大阪経済大学	情報処理センター教育システム課
大阪電気通信大学	情報処理教育センター
関西大学	インフォメーションテクノロジーセンターシステム管理課
千里金蘭大学	事務局
千里金蘭大学短期大学部	事務局
桃山学院大学	情報センター事務室
大手前大学	情報基盤センター
関西学院大学	情報メディア教育センター
甲南大学	情報教育研究センター事務室
聖和大学	情報メディア室
武庫川女子大学	情報システム室情報教育支援課
武庫川女子大学短期大学部	情報システム室情報教育支援課
帝塚山大学	情報教育研究センター